

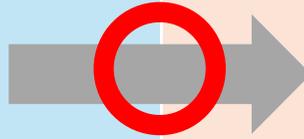
例4

低所得世帯向け給付の対象外 & 定額減税の対象外 (令和6年度住民税所得割0円&令和6年所得税0円)
& 令和5年中被扶養者であり、令和6年中 合計所得48万円超 だった方

【調整給付時】

夫 (納税者・妻を扶養)

- ✓妻を扶養している
⇒定額減税可能額(住民税分)は2人分 (夫・妻) で計算
- ✓所得税、住民税で控除しきれないと見込まれる額を夫に対し当初調整給付で支給 2人分 (夫・妻)



扶養できる

妻 (収入なし・非課税)

- ✓所得税、住民税所得割ともに非課税
⇒本人として定額減税の対象外
 - ✓配偶者(夫)の扶養親族等として 定額減税の対象
- 夫の定額減税(所得税・住民税) 及び当初調整給付で恩恵を受ける予定



【不足額給付時】

夫 (納税者・扶養なし)

- ✓妻が扶養から外れた
⇒定額減税可能額(所得税分)は1人分 (夫) で計算
- ✓定額減税しきれなかった額と当初調整給付額の差額を不足額給付Ⅰとして支給



税制上、合計所得48万円超 は扶養できない

妻 (合計所得48万円超・非課税)

- ✓所得税、住民税所得割ともに非課税
⇒本人として定額減税の対象外
- ✓合計所得48万円超
⇒配偶者(夫)の扶養親族等として 定額減税の対象外

扶養から外れたため、夫の定額減税(所得税)で控除を受けることができない

妻が不足額給付Ⅱの給付対象となる可能性あり

4万円 (定額減税可能額(所得税分+住民税分)) - 税控除額(住民税分) - 当初調整給付にて給付された額

【妻の定額減税額(住民税分)】

夫の令和6年度分住民税から控除されている + 夫に給付した当初調整給付にて給付されている。

【妻の定額減税額(所得税分)】

夫の令和6年分所得税からは、扶養から外れているため控除されない。夫に給付した当初調整給付にて十分な恩恵を受け切れていない場合は、妻に対し不足額給付Ⅱとして給付される。